

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第四課

1. 基本情報

国名：コートジボワール共和国

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan）

L/A 調印日：2022 年 5 月 25 日

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における新型コロナウイルス対応及び保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コートジボワール共和国（以下「当国」という。）では、2020 年 3 月に初めて新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染が確認されて以降、2021 年末にかけて再び感染が急拡大し、2021 年 12 月 10 日から 2022 年 1 月 9 日にかけて累計感染者数は 61,882 人から 77,449 人へ（+15,567 人）、累計死者数は 706 人から 735 人（+29 人）へと増加した（総人口 2,638 万人（世界銀行、2020 年））。COVID-19 の感染拡大は当国経済に大きな打撃を与えており、経済成長率は COVID-19 前の平均約 7%（2016 年～2019 年）から 2020 年は 2%に下方修正されている（IMF、2021 年）。

当国政府は、国家安全保障理事会（CNS）による対策措置のもと、2020 年 3 月には非常事態宣言を発出し、感染流行の中心となっている大アビジャン圏の封じ込めを図り、13 のスクリーニングセンターを大アビジャン圏に設立し、感染者の隔離・治療・フォローアップ体制の構築等の策を講じている。2022 年 1 月現在、社会活動の再開や変異株の流行等に伴い感染が急激に再拡大しており（2020 年 12 月 31 日には過去最高となる 2,858 人が感染）、感染症検査能力の強化等による感染予防や特に地方部を中心とした一次医療施設のサービス提供体制の拡充、ワクチン接種の迅速な実施に向けた体制強化や、ワクチン接種率向上のための住民を対象とした活動の実施等を含む対策が急務である。受領済みのワクチンは、2021 年 10 月時点で COVAX ファシリティからの 205.7 万回分含め合計 257.8 万回分と、全対象者に必要とされる 4,367.5 万回分の約 6%程度にとどまっている。不足分については、今後も世界銀行等による供給が予定されているものの、全対象者分を満たすには至っておらず、更なる調達が必要な状況である。

当国政府は、「国家社会開発計画（PSG）2018-2020」にてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）の達成を優先課題として位置づけている。また、策定中の「国家保健開発計画（PNDS）2021-2025」でも国民の健

康状態の改善を全体目標としており、具体的な施策として保健財政・ガバナンスの改善や質の高い保健サービスへのアクセス強化が戦略軸として掲げられている。当国の妊産婦死亡率（出生 10 万対）、新生児死亡率（出生千対）、5 歳未満児死亡率（出生千対）はそれぞれ 645（WHO、2019 年）、34（UNICEF、2019 年）、81（UNICEF、2019 年）と、いずれもサブサハラ平均（546、28、78）より高い状況にある。これに対し、JICA が実施中の技術協力や無償資金協力により母子保健指標の改善を図っているが、医療機関・人材の確保や保健医療サービスの質の改善への対応は未だに課題が多く、国家政策として優先的に取り組んでいる重要課題である。また当国においては疾病構造の変化が顕著で、強靱な保健システムの構築には現段階で非感染性疾患（以下「NCDs」という。）の対策を開始する必要がある。加えて、当国では従来より医療費の患者負担率が高いことが課題となっており、健康保険制度の見直しを含む医療保障制度の運営体制整備も必要である。

当国保健セクターの中期的な投資計画である「保健投資計画 2020-2023」によると、保健分野の投資案件に必要な総額は 1 兆 4,130 億 FCFA（約 2,798 億円）と見積られており、保健分野への予算が年額 5%増加すると仮定した場合の政府のシナリオでは、COVID-19 前に計画されていた保健分野の政策だけでも 4 年間で 1,059 億 FCFA（約 210 億円）の追加的資金動員が必要とされている。このような中で COVID-19 の感染拡大は当国経済に大きな影響を与えており、経済成長率の低下に加え、COVID-19 の緊急対策のための支出により政府予算が圧迫されることで、保健分野に対する予算への悪影響が懸念される。またワクチンと関連物資の購入やワクチン接種にかかる管理・運営のための資金確保が喫緊の課題となっている。

「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（以下「本事業」という。）は、当国政府に財政支援を行うことで、保健セクターにおける COVID-19 対策、UHC の達成に向けた質の高い保健医療サービスへのアクセス向上及び保健財政等の政策の着実な実行により、強靱な保健システムの実現に取り組むものであり、国家保健開発計画に加えて当国の COVID-19 を含む感染症への対応能力の強化に貢献する優先度の高い事業と位置付けられる。

（２）新型コロナウイルス対応及び保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

COVID-19 に対する協力量針として、第 75 回国連総会における菅総理大臣（当時）一般討論演説（2020 年 9 月）において、パンデミックによる健康危機に備えるため、開発途上国の UHC 達成支援に積極的に取り組む方針が示されている。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」では、感染症の治療体制や予防強化のため、「医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化」、「相手国内での

COVID-19 ワクチンの普及」、「医療保障制度の拡充」等を掲げている。本事業は、コロナ禍の保健医療分野における政策の実施を後押しするため、当国政府に財政支援を行うものであり、上記方針、イニシアティブと合致する。また、保健セクターに対する協力的な方針として、対コートジボワール共和国国別開発協力的な方針（2018 年 3 月）では、重点分野「安全で安定した社会の維持」の中で UHC に向けた保健システムや国民の健康に必要な基礎的社会サービスの強化への支援を掲げており、本事業は同方針と合致するものであり、SDGs ゴール 1（貧困の撲滅）、3（すべての人々の健康的な生活の確保）及び 8（包摂的かつ持続可能な経済成長）の達成に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行は、母子保健指標改善に資する質の伴った保健サービス提供を目的とした「Strategic Purchasing and Alignment of Recourses and knowledge in Health Project（SPARK-HEALTH）」を国際開発協会（IDA）の融資およびグローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）の資金供与により 2019 年から 6 年間の計画で実施しているほか、COVID-19 緊急対応及びその後の感染症対応能力強化への支援として「COVID-19 Emergency Preparedness and Response Project」を実施し、2020 年～2022 年にかけて 1.75 億 USD（約 198.8 億円）の財政支援を予定している。加えて、ワクチン接種拡大のための啓発キャンペーンを実施し、当国における接種率の向上に貢献している。また、UHC 達成に向けた中長期的な支援として、当国の保健財政にかかる評価分析や、母子の死亡率削減に資する質の伴った保健サービス提供を目的とした協力を実施中である。AfDB は「社会経済改革支援プログラムフェーズ 2（PARES2）」（2019 年～2022 年）においてワクチン接種拡大など保健分野の支援を含む財政支援を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、世界的な COVID-19 の感染拡大による影響を受けるコートジボワールにおいて、財政支援を通じて、当国政府が実施する保健セクターにおける COVID-19 対策、質の高い保健医療サービスへのアクセス向上及び保健財政等の政策の着実な実行を支援することで、より強靱な保健システムの実現を図り、もって当国の経済・社会の安定及び開発努力の促進に貢献するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

コートジボワール全土

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

コートジボワール国民（人口約 2,638 万人）

（４）事業内容

本事業は、コートジボワール政府と合意した３つの政策分野（①感染症を中心とした疾病対策の強化（COVID-19 対応能力強化含む）、②質の高い保健医療サービスへのアクセス向上、③保健財政・ガバナンス強化（別添））に基づき、コートジボワール政府への財政支援を行うもの。また、政策アクションの達成時期に基づき２つのトランシェを設け、第一トランシェで借款額の 75%をデリスバース予定。

（５）総事業費

借款額：15,000 百万円

（６）事業実施期間

本事業の財政支援開始 2022 年 5 月。貸付完了（2023 年 2 月を予定）をもって事業完成とする。

（７）事業実施体制

１）借入人：コートジボワール共和国政府（The Government of the Republic of Côte d'Ivoire）

２）事業実施機関：保健・公衆衛生・国民皆保険省（Ministry of Health, Public Hygiene and Universal Health Coverage, MSHPCMU）、経済財務省（Ministry of Economy and Finance, MEF）、予算・国家ポートフォリオ省（Ministry of Budget and State Portfolio, MBPE）

（８）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

2017 年に「女性・子ども・貧困層に向けた UHC 推進プログラム」（UHC 推進プログラム）を開始し、技術協力「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」（2019 年～2024 年）及び無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」（2019 年 3 月 E/N 締結）を実施し、妊産婦・新生児死亡率の改善に向け、母子保健サービス提供体制の整備や質の向上に取り組んできた。本事業においては、医療施設の改善や保健人材不足などの課題に対してかかる政策の実施を後押しすることで既存の事業との相乗効果を図ることとしており、母子継続ケア強化や JICA 世界保健医療イニシアティブで柱とする治療・予防体制の強化にも貢献する。また、個別専門家「保健プログラムアドバイザー」（2018 年～2021 年）の後任となる専門家を 2022 年 5 月頃に保健省に派遣予定であり、本事業の政策アクション達成のための助言や実施促進にかかる支援を予定している。

２）他援助機関等の援助活動

世界銀行は「SPARK-HEALTH」にて保健医療施設・機材整備を行っている。本事業においても保健医療施設及び機材整備にかかる政策アクションを設定

していることから、両機関が整備する対象施設に関して情報共有を行い、効率的に協力の拡大を図る。また、世界銀行が予定しているワクチン購入支援や感染症の早期発見・コミュニティ啓発等のための財政支援を、本事業における政策アクションの実施と同時期に行うことにより、当国の感染症への対応能力強化における迅速な効果発現を図る。加えて世界銀行のワクチン接種率向上キャンペーンに関し、本事業でも啓発活動を含むワクチン配備計画への予算配賦を政策アクションとしていることを踏まえ、両機関が協働でワクチン接種をアフリカに拡大する好事例を形成していく。

AfDB は、開発政策借款「社会経済改革支援プログラム（PARES）」のフェーズ 3 を形成中であり（2022 年 4 月頃承諾予定）、本事業の政策アクションの一部を当該案件の政策アクションに盛り込む事を検討している。これを踏まえ、AfDB と継続的に協議を行い、2019 年第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）で日本政府が表明した「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ第 4 フェーズ」（EPSA4）に寄与する協調融資とする可能性について検討していく。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリー分類（C）

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項

本事業は COVID-19 を中心とした感染症対策に関する政策アクションの実施により、受益者の身体・精神的に良好な状態の確保に資する。

障害配慮等：当国は 2014 年に国連障害者権利条約を批准しており、条約批准に伴う義務を有している。本事業においては第 4 条「障害を理由にした差別の禁止」及び第 25 条「健康」が関連条項となる。

3）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

＜活動内容/分類理由＞本事業は、母子保健サービスの改善のためのプロトコルや文書の改訂、また帝王切開研修の実施を政策アクションで予定しているため。

（10）その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2021 年 11 月)	目標値 (2025 年 2 月) 【事業完成 2 年後】
COVID-19 ワクチン接種率 (接種完了人口%)	9	70*
感染症予防対策に関する改訂版研修計画 に基づく研修済み保健区の数	0	113
保健医療施設から 5 km 以内に住む住民 の割合 (%)	70	75
保健区の運営基準・標準機能に関する研 修を受けた保健区の数	0	113
政府総予算に占める保健セクター予算割 合 (%)	6.1	7.0

*必要回数の接種を完了した人口 (%)。本指標の目標値は、当国政府が掲げる必要回数接種率の達成時期 (2022 年 12 月) を踏まえ、2023 年 2 月 (事業完成時) の数値とする。なお、本指標以外のすべての目標値は、事業完成 2 年後の数値とする。

(2) 定性的効果

経済・社会の安定及び開発努力の促進 (定量的効果指標、COVID-19 による人口当たりの累積感染者数と累積死者数、GDP 成長率等の指標から総合的に判断する)。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

世界的に COVID-19 の感染拡大が収束に向かう対策が維持される。また世界全体で COVID-19 にかかる急激な状況の悪化が回避されること。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス民主主義共和国「財政強化支援借款」(評価年度 2017 年) の事後評価等からは、一般財政支援を円滑に実施するには、政策アドバイザー派遣や技術

協力プロジェクト等の他の支援事業と組み合わせることが不可欠である、との教訓が引き出された。

本事業においても、個別専門家の助言により着実な政策実施を支援するとともに、実施中の技術協力の成果の拡大につながる政策策定を開発政策借款の下、後押しする。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策及び我が国・JICA の協力量針に合致し、COVID-19 対策及び UHC 達成に向けた政策の推進を通じて、感染症による公衆衛生上の危機対応能力強化に繋がる強靱な保健システムの実現を図るものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 2 年後 事後評価

以 上